

# おくやみハンドブック

行田市

## おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からお悔み申し上げます。

行田市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと市役所以外の一般的な手続きについてご案内するため、おくやみハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族のみなさまのお役に立てば幸いです。

行田市役所

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

048-556-1111 (代表)

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類 (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印 (※相続人代表および喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印 (※相続人代表および喪主、年金請求者)

### 亡くなられた方の必要なもの

亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続きページにてご確認ください。

### 本人確認書類について

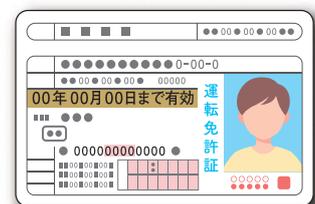
#### 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付されたもの)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

#### 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証 (資格確認書)  
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



# 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(43 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (43 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (44 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (44 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

行田市役所で必要な手続きについては5ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

## おくやみ手続きナビのご案内

行田市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。

約60種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。

ぜひご利用ください。

おくやみ  
手続きナビは  
こちらから



質問に答える



# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	該当事項	☑	担当課	詳細ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主であった	<input type="checkbox"/>	市民課	P.5
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	市民課	
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	市民課	P.6
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	健康課	P.7・8
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	健康課	P.9・10
年金	国民年金に加入または受給していた(厚生年金・共済年金に加入・受給していた方はP.41を参照)	<input type="checkbox"/>	健康課	P.11
税金	市税等の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	収納課	P.12
	税金を納めていた	<input type="checkbox"/>	税務課	P.13
	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた	<input type="checkbox"/>	税務課	P.14・15
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有していた	<input type="checkbox"/>	税務課	P.16
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉課	P.17
高齢者	高齢者サービス(配食サービス・ひとり暮らし高齢者見守りサービス・緊急通報システムサービス・紙おむつ給付サービス・寝具の乾燥および丸洗いサービス)を利用していた	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉課	P.18
福祉(障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.19
	障害などを事由とする手当(障害児福祉手当、特別障害者手当、行田市心身障害者(児)福祉手当)を受給していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.19・20
	特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.21
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.22
	心身障害者扶養共済制度を利用していた(扶養共済)	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.22・23
	重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.24
	重度障害者自動車燃料費助成・福祉タクシー券を利用していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.25

簡単に手続きを抽出したい  
方は**コチラ**から



区分	該当事項	☐	担当課	詳細ページ
福祉 (障がい)	障害福祉サービス・障害児通所施設を利用していた	☐	福祉課	P.26
	埼玉県思いやり駐車場の利用証(青色・緑色)を交付されていた	☐	福祉課	
子ども	児童手当または特例給付の支給対象児童または受給者であった	☐	子ども未来課	P.27
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった	☐	子ども未来課	P.28
	子ども医療費受給資格証を交付されていた	☐	子ども未来課	
	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	☐	子ども未来課	P.29
	埼玉県思いやり駐車場(オレンジ色)または行田市こどもまんなか駐車場の利用証を交付されていた	☐	子ども未来課	
	学童保育室に通う児童がいる	☐	子ども未来課	P.30
	保育園または幼稚園などに通う児童がいる	☐	子ども未来課	P.31
上下水道	上下水道を使用していた	☐	水道課	P.32
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	☐	下水道課	P.33
	井戸水を下水道に流していた	☐	下水道課	
その他	浄化槽を使っていた	☐	環境課	P.34
	家庭ごみを捨てたい・家財整理をしたい	☐	環境課	
	農地を相続した	☐	農業委員会	P.35
	市内循環バスに無料で乗車していた	☐	交通政策課	
	市営住宅に住んでいた	☐	営繕課	P.36
	犬を飼っていた	☐	健康課	
	パートナーシップの宣誓をしていた	☐	人権・男女共同参画推進課	P.37
	住まいが空き家になった	☐	建築開発課	
	乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」を利用していた	☐	交通政策課	P.38

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

## 3人以上の世帯の世帯主であった

### 手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いるときには世帯主変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同一世帯だった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市民課 窓口担当 ☎ 048-556-1111 (内線 244)

## マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

### 手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 返納していただくか、破棄してください。 マイナンバーカードは相続などの手続きで必要となる場合がありますので、すべての手続きが終わってから返納していただくか、破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 住基ネット・マイナンバーカード担当 ☎ 048-556-1111 (内線 247・249)

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 窓口担当 ☎ 048-556-1111 (内線 244)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273・291)

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

### 手続き③ 資格確認書の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、資格確認書等が変更になります。後日、資格確認書もしくは資格情報のお知らせを郵送します。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 即日発行をご希望の方は、届出人の本人確認書類	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273・291)

### 手続き④ 納付に係る手続き・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって、納付していただく場合があります。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 227)

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 葬祭費の申請と併せて送付先の変更をしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 270)



### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きをねんきんダイヤル (☎0570-05-1165) で確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合は、行田市役所健康課へお問い合わせください。	——  手続き可能な人 ——
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	健康課 保険年金担当 ☎ 048-556-1111 (内線 270・275)

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 市税等の納付が済んでいない

#### 手続き 納付に係る手続き・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、すでに届いている納付書により納付してください。 口座振替を利用されていた場合は、口座振替が停止となります。後日お送りする納付書で納付してください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課 ☎ 048-556-1111 (内線 236・237)

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 税金を納めていた

#### 手続き 相続人代表者指定届書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が税金を納めていた場合、納税通知書などの税金に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。(亡くなられた方が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください)</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。その場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p><b>速やかに</b></p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>相続人代表者となる方</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 添付書類は原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写しなど</p>	<p><b>【市県民税について】</b>            税務課 市民税担当            ☎ 048-556-1111            (内線 231・232)</p> <p><b>【固定資産税について】</b>            税務課 資産税担当            ☎ 048-556-1111            (内線 233・234)</p>

MEMO

## 固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

### 手続き① 固定資産税現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>相続登記による所有権移転の手続きが完了するまでの間は、法定相続人が全員で亡くなられた方の資産を共有している扱いとなります。（「現所有者」といいます）</p> <p>このとき、納税義務も連帯して負うことになるため、納税通知書を受け取る代表者を申告していただく手続きです。</p> <p>※相続登記（所有権移転登記）は、別途法務局での手続きが必要です。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。（亡くなられた所有者が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください）</p>	<p><b>速やかに</b></p> <p>※原則、相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>相続人代表者となる方</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 添付書類は原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写しなど</p>	<p>税務課 資産税担当</p> <p>☎ 048-556-1111</p> <p>（内線 233・234）</p>

### 手続き② 未登記家屋所有者変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、名義を変更する手続きです。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。（亡くなられた所有者が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください）</p>	<p><b>速やかに</b></p> <p>※原則、相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>新たに未登記家屋の所有者となる方</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【相続・遺産分割協議書がある場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写し</p> <p><b>【相続・遺産分割協議書がない場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 新所有者および同意者（新所有者以外の相続人のどなたか1名）の印鑑登録証明書（原本）</p>	<p>税務課 資産税担当</p> <p>☎ 048-556-1111</p> <p>（内線 233・234）</p>

## 4. 税金に関する手続き

### 固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

#### 手続き③ 納税管理人の変更

手続き詳細	期 限
所有者がご存命で、納税管理人が亡くなられた場合は、原則として以後、所有者の方に納税通知書を送付することとなります。そのため、改めて納税管理人を指定する場合は、納税管理人申告書を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	固定資産の所有者（納税義務者）の方
必要なもの	問い合わせ先
<b>【納税管理人が市内在住の場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税管理人申告書 <input type="checkbox"/> 所有者および納税管理人になる方、双方の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 所有者の方のマイナンバーがわかるものの写し <b>【納税管理人が市外居住者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税管理人承認申請書 <input type="checkbox"/> 所有者および納税管理人になる方、双方の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 所有者の方のマイナンバーがわかるものの写し	税務課 資産税担当 ☎ 048-556-1111 （内線 233・234）

MEMO



## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 介護保険担当 ☎ 048-556-1111 (内線 277・269)

MEMO

## 6. 高齢者に関する手続き

高齢者サービス（配食サービス・ひとり暮らし高齢者見守りサービス・緊急通報システムサービス・紙おむつ給付サービス・寝具の乾燥および丸洗いサービス）を利用していた

### 手続き サービスの廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者サービスを利用していた場合、サービス廃止の手続き（死亡の連絡）をしてください。	亡くなられた日から 約 1 週間以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢福祉 担当 ☎ 048-556-1111 (内線 225・239)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

### 障害などを事由とする手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、行田市心身障害者（児）福祉手当）を受給していた

#### 手続き ① 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

手続き②

特別障害者手当死亡届の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

手続き③

行田市心身障害者(児)福祉手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が行田市心身障害者(児)福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった

#### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類 （戸籍謄（抄）本、死亡の記載がある住民票（除票）の写しなど） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	子ども未来課 手当・給付担当 ☎ 048-556-1111 （内線 292）

#### 【児童が亡くなられた場合】

#### 手続き 資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	子ども未来課 手当・給付担当 ☎ 048-556-1111 （内線 292）

## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

## 心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書もしくは死体検案書 ※原本が必要。原本がない場合は、コピーに「原本証明」が必要。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡の記載がある住民票（除票）の写しなど	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

#### 【受給を予定していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
扶養共済の受給を予定していた方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 弔慰金給付請求書が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	加入者または 扶養共済管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 掛け金を支払っていた方の住民票の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 扶養共済の受給を予定していた方の死亡の記載がある住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

#### 【受給していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給していた方が亡くなられた場合、死亡届が必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	年金管理者、受給者の 遺産相続人など
必要なもの	問い合わせ先
不要	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

## 重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた

### 手続き 受給者証の返却および資格喪失届、申立書、口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの（金融機関などの通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 （内線 258）

MEMO

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 重度障害者自動車燃料費助成・福祉タクシー券を利用していた

#### 手続き① 自動車燃料費助成券の喪失届と未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料費助成券は返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料費助成券	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

#### 手続き② 福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券は返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

## 障害福祉サービス・障害児通所施設を利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。 また、通所している児童が亡くなられた場合には障害児通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害児通所受給者証	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

## 埼玉県思いやり駐車場の利用証 (青色・緑色) を交付されていた

### 手続き 利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が埼玉県思いやり駐車場の利用証 (青色・緑色) をお持ちだった場合、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埼玉県思いやり駐車場の利用証	福祉課 障がい福祉担当 ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

## 8. 子どもに関する手続き

### 児童手当または特例給付の支給対象児童または受給者であった

#### 【受給者が亡くなられた場合】

##### 手続き 受給者の変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求および受給者の変更につき、手続きが必要となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関などの通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	子ども未来課 手当・給付 担当 ☎ 048-556-1111 (内線 292)

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 受給資格喪失または額改定

手続き詳細	期 限
児童手当対象児童が亡くなられた場合、受給資格の喪失または他に児童手当対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 受給者の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 手当・給付 担当 ☎ 048-556-1111 (内線 292)

## 児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった

### 手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
受給者や支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑	子ども未来課 手当・給付担当 ☎ 048-556-1111 (内線 292)

## 子ども医療費受給資格証を交付されていた

### 手続き 受給資格証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付されていた子どもが亡くなられた場合、その資格証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。 受給資格者（保護者）が亡くなられた場合は、受給資格者の変更手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 <b>【子どもが亡くなられた場合】</b> 保護者 <b>【保護者が亡くなられた場合】</b> ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 子どもの保険証 <input type="checkbox"/> 振込口座のわかるもの（金融機関などの通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収証	子ども未来課 手当・給付担当 ☎ 048-556-1111 (内線 292・297)

## 8. 子どもに関する手続き

### ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 資格喪失届の提出と、受給者証の返却または破棄をしてください。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【子どもが亡くなられた場合】 保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子ども未来課 手当・給付担当 ☎ 048-556-1111 (内線 292・297)

### 埼玉県思いやり駐車場 (オレンジ色) または行田市こどもまんなか駐車場の利用証を交付されていた

#### 手続き 利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたお子さまが埼玉県思いやり駐車場の利用証 (オレンジ色) および行田市こどもまんなか駐車場の利用証をお持ちだった場合、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埼玉県思いやり駐車場の利用証 <input type="checkbox"/> 行田市こどもまんなか駐車場の利用証	子ども未来課 子ども・子育て担当 ☎ 048-556-1111 (内線 286)

## 学童保育室に通う児童がいる

### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 代表保護者変更

手続き詳細	期 限
学童保育室に通う児童の保護者が亡くなられた場合、代表保護者変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育て担当 ☎ 048-556-1111 (内線 262)

### 【児童が亡くなられた場合】

#### 手続き 退室届の提出

手続き詳細	期 限
学童保育室に通う児童が亡くなられた場合、学童保育室が不要になるため、退室の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育て担当 ☎ 048-556-1111 (内線 262)

## 8. 子どもに関する手続き

### 保育園または幼稚園などに通う児童がいる

#### 【保護者が亡くなられた場合】

##### 手続き 代表保護者変更

手続き詳細	期 限
保育園または幼稚園などに通う児童の保護者が亡くなられた場合、代表保護者変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育て担当 ☎ 048-556-1111 (内線 263・257)

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 退所届の提出

手続き詳細	期 限
保育施設に通う児童が亡くなられた場合、保育園などの退所の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育て担当 ☎ 048-556-1111 (内線 263・257)

## 9. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き① 使用者変更または使用中止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者の場合、使用者変更または使用中止手続きが必要となります。 ※電話手続き可。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道課 業務担当 ☎ 048-553-0131

#### 手続き② 給水装置所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が給水装置所有者の場合、所有者の変更手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	水道課 業務担当 ☎ 048-553-0131

## 9. 上下水道に関する手続き

### 下水道事業受益者負担金を納付中であつた

#### 手続き 受益者異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動申告書をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人または親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 異動申告書 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	下水道課 業務担当 ☎ 048-564-0303

### 井戸水を下水道に流していた

#### 手続き 名義変更、井戸水認定量算定のための世帯人数変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が井戸水を下水道に流していた場合、名義変更や世帯人数の変更に伴う異動届の提出が必要になります。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動届をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 異動届	下水道課 業務担当 ☎ 048-564-0303

## 浄化槽を使っていた

### 手続き 休止届、廃止届および管理者変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽を使用し、今後使用しない場合には浄化槽の休止届もしくは廃止届を提出してください。また、管理者を変更する場合は、管理者変更届を提出してください。	使用しなくなってから 30 日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 休止届 <input type="checkbox"/> 廃止届 <input type="checkbox"/> 管理者変更届	環境課 ☎ 048-556-9530

## 家庭ごみを捨てたい・家財整理をしたい

### 手続き ごみの搬入

手続き詳細	期 限
小針クリーンセンター（可燃ごみ）・粗大ごみ処理場（可燃ごみ以外）へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参してください。 ※テレビや冷蔵庫などの「家電リサイクル法」の対象品や建設廃材など一部処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が行田市外の場合は搬入できません。	なし （搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税通知書など） <input type="checkbox"/> 搬入者の本人確認書類	環境課 ☎ 048-556-9530  小針クリーンセンター（可燃ごみ） ☎ 048-559-3641  粗大ごみ処理場（可燃ごみ以外） ☎ 048-559-0278

## 9. その他の手続き

### 農地を相続した

#### 手続き 届出書の提出

手続き詳細	期 限
法務局にて相続に伴う所有権移転登記が完了後、「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出してください。 ※この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。	権利取得を知った時点からおおむね10ヶ月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書	農業委員会事務局 ☎ 048-580-3014

### 市内循環バスに無料で乗車していた

#### 手続き 無料乗車証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市内循環バス無料乗車証または、デマンドタクシー利用登録者証の利用登録をされていた場合、亡くなられた日から利用できなくなります。 市内循環バス無料乗車証または、デマンドタクシー利用登録者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 市内循環バス無料乗車証 <input type="checkbox"/> デマンドタクシー利用登録者証	交通政策課 地域交通担当 ☎ 048-556-1111 (内線 284)

## 市営住宅に住んでいた

### 手続き 住宅の明け渡し、または地位承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、明け渡しの手続きや名義を引き継ぐ(地位承継)手続きが必要です。手続きの詳細については、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
手続きの内容により、必要なものが異なりますので、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-577-6043

## 犬を飼っていた

### 手続き 【飼い主が変わる場合】犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
飼い主が亡くなられた場合、次の飼い主の名前・住所などの登録情報に変更していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	健康課 保健事業担当 ☎ 048-556-1111 (内線 363)

## 9. その他の手続き

### パートナーシップの宣誓をしていた

#### 手続き 宣誓書受領証返還届の提出

手続き詳細	期 限
パートナーが亡くなられた場合は、宣誓書受領証返還届に受領証を添えて提出してください。	なし
	手続き可能な人
	亡くなられた方のパートナー
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証返還届 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証	人権・男女共同参画推進課 人権推進担当 ☎ 048-556-1111 (内線 221)

### 住まいが空き家になった

#### 手続き 空き家の適切な管理

手続き詳細	期 限
空き家は個人の財産であり、所有者や法定相続人の方に適切に管理していただくものです。空き家が原因となって第三者に危害を加えた場合、民法の規定により損害賠償が必要となる可能性があります。管理が難しい場合には「行田市空き家等バンク」で市と協定を締結した宅地建物取引業者等に対して無料で空き家の活用相談を行うことができます。お気軽にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	建築開発課 空き家対策担当 ☎ 048-550-1551

# 乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」を利用していた

## 手続き 利用者登録の廃止

手続き詳細	期 限
亡くられた方が乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」の利用者登録をされていた場合、登録廃止の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	交通政策課 地域交通担当 ☎ 048-556-1111 (内線 284)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

## 亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であった場合の一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。  行田税務署 ☎ 048-556-2121
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	
個人事業者の死亡届出書	速やかに ※消費税の課税事業者であつ た場合に提出します	
適格請求書発行事業者の 死亡届出書	速やかに ※適格請求書（インボイス） 発行事業者であった場合に提 出します	

※亡くなられた方の事業を相続により承継した場合は、承継した方において開業等の届出が必要になります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 行田市役所以外での主な手続き一覧

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

該当事項	該当	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	行田警察署 ☎ 048-553-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
軽自動車 (二輪および側車付二輪を除く)	<input type="checkbox"/>	名義変更など	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎ 050-3816-3112
普通自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更など	関東運輸局熊谷自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
バイク (125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更など	関東運輸局熊谷自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
厚生年金・共済年金	<input type="checkbox"/>	・遺族年金等の請求 ・未支給年金等の請求	熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 各共済組合
県営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	住宅の明け渡しなど	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-524-7963
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

該当事項	該当	主な手続き	問い合わせ先
次のいずれかを持っている ・指定難病医療受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	加須保健所 ☎ 0480-61-1216
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 行田税務署 ☎ 048-556-2121
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	さいたま地方法務局 熊谷支局 ☎ 048-524-8805
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社  ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍謄(抄)本・住民票の写し・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。



# 家系図 (3親等内の親族)

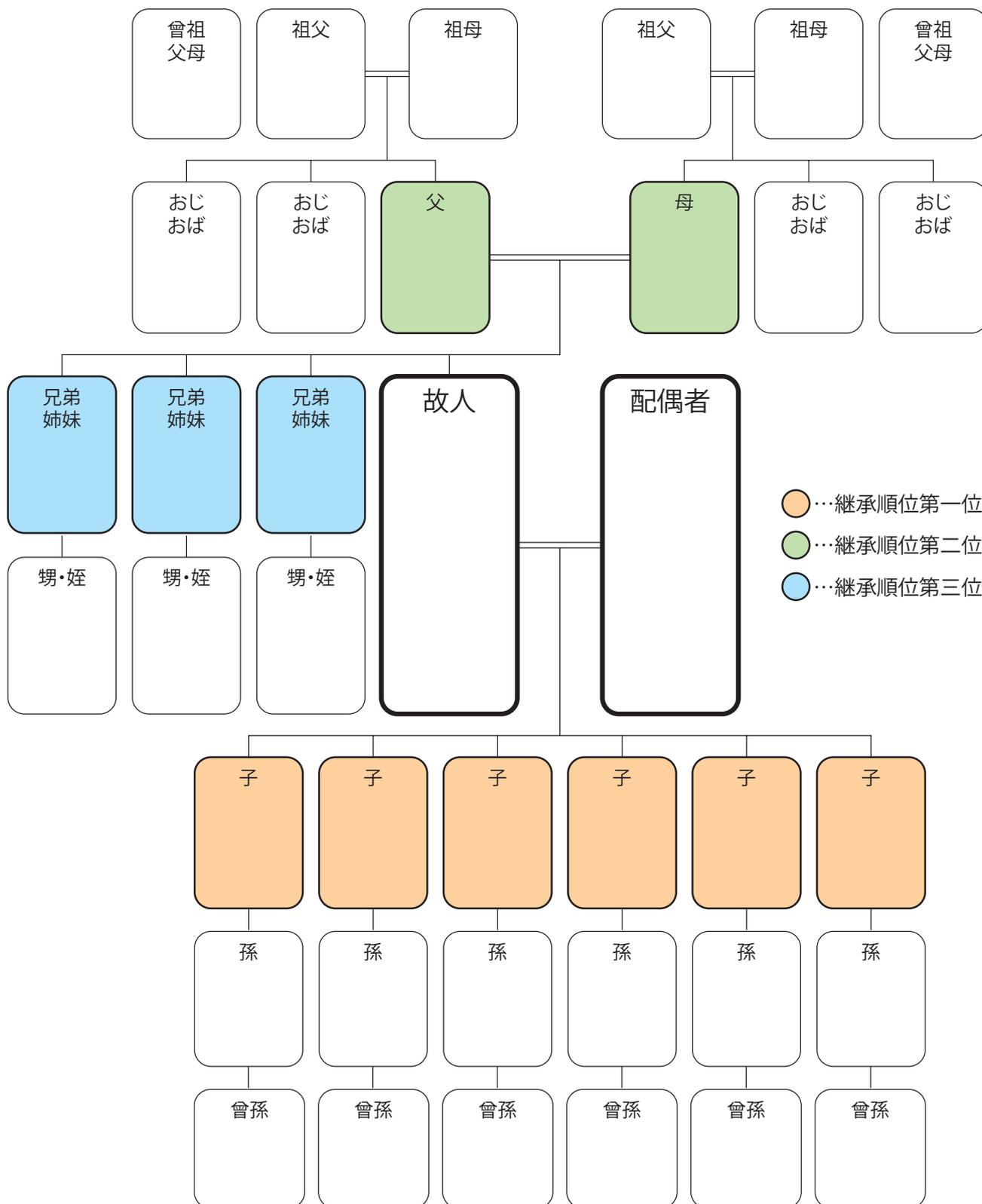
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

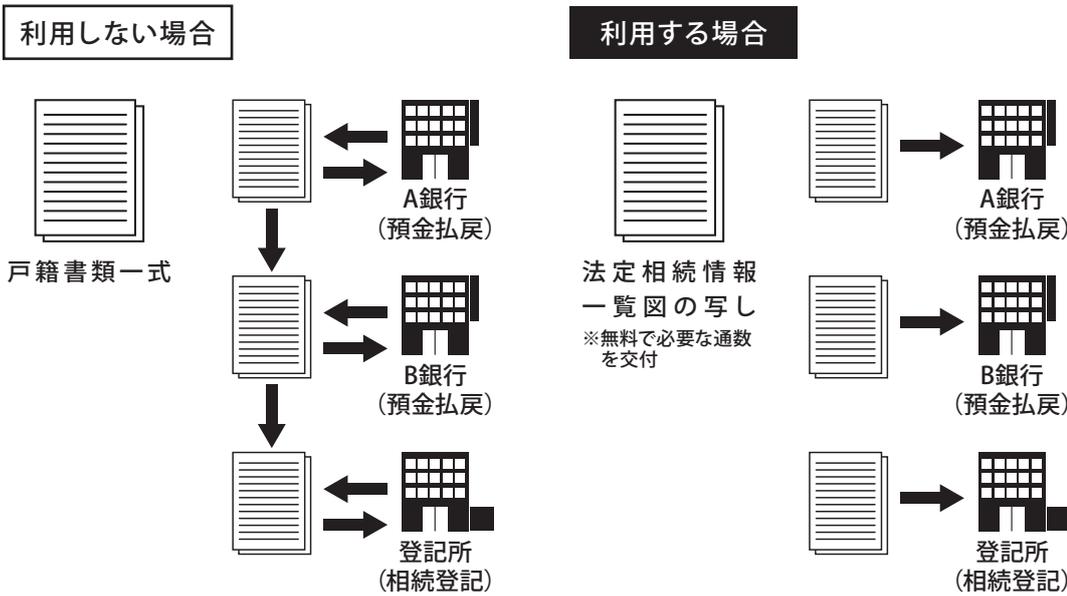
あなたの手続きを応援します！

## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度



### 制度の概要

- ① 申出（法定相続人または代理人）**
  - 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
  - 2.法定相続情報一覧図を作成します。
  - 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。
- ② 確認・交付（登記所）**
  - 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
  - 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。
- ③ 利用**

各種相続手続きにお使いください。



**POINT**  
戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。  
（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは  
[法務局ホームページ](#) **検索**

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続について、どこに相談したら  
 良いか悩んでいませんか？

当事務所は

『あらゆる相続手続きの窓口』  
 になれます。

相続手続きや登記手続き等にお困りの方はぜひご相談ください。  
 お問い合わせお待ちしております。

<相続に関してよくある相談>

遺言書の検認

相続放棄

相続人調査(戸籍収集)

遺産分割協議書の  
作成

不動産の名義変更  
(相続登記)

預貯金、車などの  
名義変更

相続税の申告\*

家の売却\*

※他の専門家をご紹介します。

1. 地域密着、25年以上の実績

2. 広い守備範囲

☞司法書士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、行政書士

3. 他の専門家との確かなネットワーク

☞税理士、土地家屋調査士、弁護士、不動産鑑定士、社会保険労務士、不動産会社など

4. 初回相談無料



藤倉司法書士事務所

お気軽にお問合せ、ご相談ください。  
 司法書士が直接対応いたします。

048-560-3192

info@office-fujikura.jp

※お電話が繋がらない場合はメールでお問い合わせください。

埼玉県羽生市中央2-1-7 田中ビル302 駐車場・エレベーターあり

営業時間：9:00~18:00 定休日：土・日・祝 (できる限り時間外でも対応いたします。)

埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会所属 代表：藤倉雅行

https://www.office-fujikura.jp/



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



**遺品整理士認定業者の**

**ハイクリーンに  
お任せください!**

※生前整理も対応しております。

**お見積無料**

**どんなごみでも片づけます!!**

粗大ゴミ、引っ越しゴミ、家庭ゴミ、ゴミ屋敷、リフォーム前・解体前の片づけ、店の毎日のゴミ、店じまい、産業廃棄物、企業のゴミ、倉庫の片づけ、木の伐採、蜂の巣駆除、カーポート・車庫の撤去、家・物置の解体 などなど対応可能です!!

**お部屋からの  
運び出しも行います。**

**買取りも  
対応しております。**

**ご相談  
ください。**

**HiGH  
CLEAN**

**(有)ハイクリーン**

ハイクリーン



**0120-23-8190**



LINEから24時間  
問合せOK!

産業廃棄物処理業(埼玉県)許可番号第01104151678号  
古物商許可証許可番号第 113A0810 号  
遺品整理士認定第 IS61930 号  
解体業は一部業務を提携しています  
〒369-0104 熊谷市冑山42-1

**パパ・ママ応援ショップ加盟店**

# 相続のお悩みは **相続 無料相談** **けやき相続相談室**

けやき相続相談室は、加須市で50年の実績・経験豊富な「税理士法人こうの会計」が運営しています。

## 相続手続

相続人 相続財産 預金 不動産 役所 の調査

## 遺産分割

法定相続情報 評価証明書 残高証明書 の取得

財産目録 遺産分割協議書 遺言書 の作成

遺産分割 不動産の相続登記 名義変更 の手続き

## 相続税

準確定申告 相続税申告 税務調査 の立会

二次相続 生前贈与 その他 の相談・対策・サポート

相続の事なら  
なんでも  
ご相談ください!

**安心**

税理士・行政書士  
などの専門家が  
対応

**丁寧**

現地調査にも  
しっかり足を  
運びます

**無料**

2回目でも  
3回目でも  
ご相談無料



**0120-77-1139**

電話受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

面談は **土曜日 日曜日 平日夜間** でも**OK!**

※ご予約は電話受付時間内をお願いします

税理士法人こうの会計 関東信越税理士会所属 代表税理士 高野 勝良  
※提携の司法書士へご案内します。

けやき相続相談室

<https://keyaki-souzoku.com/>



各相談所

加須 相談所 〒347-0064 埼玉県加須市東栄1丁目13-11

幸手 相談所 〒340-0114 埼玉県幸手市東2丁目3-6

久喜 相談所 〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目9-30

古河 相談所 〒306-0033 茨城県古河市中央町1丁目8-5

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 小林仏壇店

御位牌、御仏壇の御用命は地元の専門店へ。

日本製の御位牌に、御戒名は純金仕上げに致します。



小林仏壇店

〒348-0052

羽生市東 4-1-10

☎048-561-6251

営業時間 9:00～18:00

定休日 毎週月曜日

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



## 後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで  
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料  
電話で  
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。 ※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。 お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

# 相続の「不安」を「安心」に変えたい!

もめる前に、まず相談してみませんか?

## 相続 手続



相続の手続きが  
わからない...

どこに相談したら  
いいのだろう?

## 遺言 作成



相続(遺言)の費用は  
どの位かかるの?

遺言の作り方を  
知りたい

相続や遺言でお困りではないですか?  
あなたの「困った」を当事務所がサポートいたします

まずはお気軽にお電話ください。

# ☎048-580-7131

受付時間 9:00~18:00 初回無料相談実施中!

## 行政書士星山信明事務所

埼玉県行田市持田2240-23

URL: <https://mtstar-gs.com>

行政書士星山



所属会: 埼玉県行政書士会 埼玉支部  
登録氏名: 星山 信明



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発行 行田市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年2月

